第

6 3 8 2

뭉



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2020年)令和2年 2月 19日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

◆ 期中に役員に就任した者に対する給与

Q:期中に役員に就任した者に対して、定期同額給与以外の給与を支給しようと思いますが、事前確定届出給与はどのようにしたらいいですか?

★:臨時株主総会等で決議をした日から1 ヶ月を経過する日までに届出書を提出します。 【解説】

役員に対して、定期同額給与以外の給与を 支給しようとする場合には、事前に支給する 額を税務署に届け出なければ損金に算入する ことができません。

この制度を「事前確定届出給与」といいますが、この事前確定届出給与は、役員の職制上の地位の変更や職務内容の重大な変更など臨時改定事由があった場合において届出書の出し直しができることとなっています。

ところで、役員が期中に就任することが、 この臨時改定事由に該当するかどうかで地位 これについては、役員の就任も職制上の地位 や職務内容について重要な変更があったもの となり、臨時改定事由にあたるとの見解が出 されていますので、期中に役員に就任し場合 に対して、事前確定届出給与を支給する場合 には、臨時総会等で決議をした日から1ヶ月 を経過するとともに、その届出どおりのられ を支給すれば、損金算入することが認められ ることになります。









【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】